入　札　公　告

市有財産の売却に係る一般競争入札を行うので、浜田市契約規則（平成17年浜田市規則第59号）第3条の規定により公告します。

令和8年11月2日

浜田市長職務代理者
浜田市副市長　江　角　　学

記

1　競争入札に付する売却物件

⑴　売却物件一覧

物件番号	物件名	数量	車名	初年度登録	最低売却価格
車8-2	除雪ドーザ（5ｔ級）	1台	小松インターナショナル	昭和57年12月	500,000円（税抜）
車8-3	除雪ドーザ（9ｔ級）	1台	小松メック	昭和60年12月	900,000円（税抜）

⑵　消費税及び地方消費税について

当該物件については課税対象となります。

上表の最低売却価格には、消費税及び地方消費税は含んでおらず、提出する入札書についても税抜価格を記入してください。

なお、落札後、その落札価格に消費税及び地方消費税を加算した額で売買契約を締結します。

2　入札に関する日程

項目	期日	時刻
申込必要書類の提出受付期間	開始　令和8年11月2日(月)	
	終了　令和8年11月30日(月)	午後5時
物件仕様書等の閲覧期間	開始　令和8年11月2日(月)	
	終了　令和8年12月18日(金)	

資格の確認審査結果の通知期限	令和 8 年 12 月 8 日(火)	
質問提出期限	令和 8 年 12 月 14 日(月)	正午
質問への回答期限	令和 8 年 12 月 16 日(水)	
入札日	令和 8 年 12 月 18 日(金)	別途通知する。

3　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、個人（入札参加申込み時点で 18 歳以上の者）又は法人とする。ただし、次の各号に該当する者は、入札に参加できない。

⑴　成年被後見人

⑵　未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者

⑶　破産者で復権を得ない者

⑷　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当すると認めたときから 2 年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

⑸　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者

⑹　浜田市税を滞納している者

⑺　次のいずれかに該当する者

ア　役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員と認められる者

イ　暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ　役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している

者

⑻　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者

4　入札参加申込み

入札参加を希望する者は、受付期間内に申込必要書類を提出しなければならない。

期限までに申込必要書類を提出しない者は、入札に参加することができない。

⑴　受付期間　「2　入札に関する日程」のとおり（浜田市の休日を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

⑵　受付時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

⑶　提出先　浜田市殿町 1 番地
浜田市総務部契約管理課入札管理係
（浜田市役所本庁舎 2 階）

⑷　提出方法　郵送又は持参
郵送の場合は、一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかとし、受付期間終了日必着とする。郵送又は持参以外による受付は行わない。

⑸　提出書類

ア　個人の場合

(ｱ)　入札参加申込書〔様式 1〕
(ｲ)　本籍地の市町村長の発行する身分（元）証明書
(ｳ)　浜田市税の完納証明書（未納がないことの証明書）
(ｴ)　誓約書〔様式 4〕

イ　法人の場合

(ｱ)　入札参加申込書〔様式 1〕
(ｲ)　履歴事項全部証明書
(ｳ)　浜田市税の完納証明書（未納がないことの証明書）
(ｴ)　誓約書〔様式 4〕
(ｵ)　役員名簿〔指定様式〕

(注 1)証明書は、発行後 3 か月以内のものであること。写し可。

(注 2)指定様式は、浜田市ホームページからダウンロードするか「19　入札担当課」で入手すること。

(注 3)ア(ｲ)の証明について、外国人の方は、在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書の写しを提出すること。

(注 4)ア(ｳ)及びイ(ｳ)の証明について、浜田市に住所登録がない者も提出すること。

(注 5)ア(ｴ)及びイ(ｴ)の誓約書は、物件ごとに提出が必要。

⑹　留意事項

ア　受付期間に申込書等の全ての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加できない。

イ　現状有姿での引き渡しとなるため、申込みを行う前に、売却物件の事前確認及び建築条件等の確認をすること。

⑺　その他

ア　提出書類に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ　提出書類は、返却しないものとする。

5　入札参加資格の確認審査及び結果の通知

入札参加資格の確認審査は、申請書の受付期間後に行い、「2　入札に関する日程」の期日までに競争参加資格確認通知書により結果を通知する。

⑴　通知方法　郵送

⑵　その他配布書類

入札参加資格を有する者には、競争参加資格確認通知書に次に掲げる書類を同封し送付する。

ア　入札参加申込書（写し）

イ　入札保証金還付請求書〔様式 5〕

ウ　入札保証金納付書

エ　入札書〔様式 2〕

オ　委任状〔様式 3〕

6　物件の仕様書等の閲覧

⑴　閲覧期間　「2　入札に関する日程」のとおり

⑵　閲覧場所

ア　浜田市ホームページ（http://www.city.hamada.shimane.jp）

ホーム＞入札・産業支援情報（事業者の方へ）＞入札＞市有財産を売却します

イ　「19　入札担当課」（ただし、閲覧期間は⑴のうち休日を除く。また、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。）

7　売却物件の事前確認

入札事前説明会は実施しない。

8　質問の方法

入札に関して質問がある場合は、市指定の質問書に内容を記入のうえ、ＦＡＸ又は電子メールにより提出すること。

⑴　提出期限　「2　入札に関する日程」のとおり

⑵　提出先　　浜田市総務部契約管理課入札管理係

ＦＡＸ番号　0855-23-0210

電子メールアドレス　keiyaku@city.hamada.lg.jp

⑶　質問への回答　「2　入札に関する日程」の期日までに随時ホームページにて回答を掲載する。

9　入札及び開札の日時及び場所

⑴　日時　「2　入札に関する日程」のとおり

⑵　受付　入札開始時刻の30分前から10分前まで行う。

⑶　入札会場　浜田市殿町1番地　浜田市役所4階講堂Ａ

10　入札日に必要な書類等

⑴　競争参加資格確認通知書（原本）

※入札参加資格の審査結果を記載した通知書

⑵　入札保証金還付請求書〔様式5〕

⑶　入札保証金の領収書（原本）

⑷　入札書〔様式2〕

⑸　代理人入札の場合は委任状〔様式3〕

⑹　入札書に押印する印鑑（入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人入札の場合は委任状の代理人の印鑑）

⑺　入札書提出用封筒　1 通

（注）⑴から⑸までの書類は入札参加資格の確認審査後、浜田市から申込者へ送付する。なお、様式は、浜田市ホームページからダウンロード又は「19　入札担当課」で入手することも可。

11　入札の方法等

⑴　郵送又は電送による入札は認めない。

⑵　入札は、本市指定の入札書を使用し、入札書は封筒に入れて封緘のうえ、入札箱に投入すること。

⑶　入札書には、購入希望金額を記載すること。

⑷　再度入札は行わない。

⑸　入札は申込者又は代理人が行うものとする。代理人により入札する場合は、入札開始前に委任状を提出するものとする。

12　入札保証金

⑴　入札参加者は、入札受付開始前までに入札金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を浜田市が指定する納付方法により納付しなければならない。

⑵　落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は浜田市に帰属する。

⑶　落札者以外の入札保証金は、入札終了後に還付するものとする。入札保証金の還付には、入札終了後 2 か月程度要する場合がある。

⑷　入札保証金には、利息を付さない。

13　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者が行った入札

⑵　所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

⑶　入札保証金の納付がないか、入札保証金が入札金額の 100 分の 10 に満たない入札

⑷　入札保証金の振込領収書原本の提示のない入札

⑸　最低売却価格に達しない入札をしたもの

⑹　入札者が同一事項の入札について、同時に 2 通以上の入札書を提出したとき。

⑺　浜田市入札執行要領（平成 17 年浜田市訓令第 21 号）第 25 条の各号に該当する入札

14　落札者の決定方法

入札後、即時開札し、最低売却価格以上の価格であって最高価格を入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価格の入札者が 2 名以上あったときは、直ちにくじによって落札者を決定することとし、この場合くじを辞退することはできない。

15　契約に関する事項

⑴　契約の締結期限

落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

⑵　契約書の作成の要否

要す。契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とする。

⑶　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

なお、既に納付した入札保証金については、契約保証金の一部に充当する。

⑷　売買契約後、売買物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵があることを発見しても、浜田市に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

⑸　契約担当課　浜田市都市建設部維持管理課

16　売買代金の納入

売買代金（契約保証金を差し引いた金額）は、契約書に定める納入期限までに浜田市の発行する納付書により一括納付しなければならない。

納入期限までに売買代金が完納されない場合は契約を解除し、契約保証金は浜田市に帰属する。

17　物件の引き渡し、所有権の移転及び名義変更

所有権は、売買代金が完納された時に、浜田市から落札者に移転する。所有権移転の登記手続きは売買代金完納後、浜田市が行う。

なお、所有権移転登記に要する登録免許税は、落札者の負担とする。

18　暴力団の排除

⑴　入札参加者は、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に該当しないことを確認するための誓約書及び役員名簿を提出すること。

⑵　当該誓約書及び役員名簿に記載された情報は、浜田市から島根県警察に照会する。

⑶　照会した結果、暴力団員等に該当すると認められた場合は、契約を締結しない。

　また、既に契約済みの場合は、浜田市契約規則第 40 条の 2 の規定に基づき契約を解除する。

19　入札担当課

浜田市総務部契約管理課　入札管理係

住　所　〒697-8501　島根県浜田市殿町１番地

電　話　0855-25-9141（直通）　ＦＡＸ　0855-23-0210